

## 令和3年第3回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年3月29日  
13時30分～15時45分

会 場 海老名市役所議員全員協議会室

## 令和3年第3回海老名市農業委員会定例総会

令和3年3月29日「令和3年第3回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治      3番 清水 澄雄      4番 松島 淳一      5番 小島 富士男  
6番 波多野 寛      7番 市川 和美      8番 竹内 章人      9番 新戸 和夫  
10番 守屋 福夫      11番 宮墓 功      12番 金指 満      13番 二見 務  
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝      16番 鈴木 信一      17番 尾上 富夫      18番 小松 佐一  
19番 猪熊 克行      20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、 管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

- 日程第1 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第18号 引き続き農業を行っている旨の証明について
- 日程第5 議案第19号 引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
- 日程第6 議案第20号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について（報告）
- 日程第7 議案第21号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第8 議案第22号 特定農地貸付承認申請（変更）に関する承認について
- 日程第9 議案第23号 「令和4年度県農林業背策並びに予算に関する要望（案）」  
及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見  
（案）」について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いについて（報告）
- (2) 農地の一時使用について
- (3) 農地の一時使用について（報告）
- (4) 生産緑地の斡旋について
- (5) 農地の使用貸借権の解約について
- (6) 農地転用届出による専決処分について
- (7) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、2番委員からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、13番委員、14番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴人がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

次に、議案書6ページ、日程第1、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号5ですが、18番委員が譲受人として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、受付番号5の審議終了まで退席をしていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号5、申請地は、社家字■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、譲受人は、社家■■■■■■、■■■■、譲渡人は、社家■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図、写真は、資料1でございます。

【議長】 地区委員が退席中ですので、引き続き、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■■さん、妻の■■■さん、長男の■■■さんの3人が農業従事者ということです。経営主は、令和3年の農家台帳では、■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は300日、奥様の■■■さんの経験年数は20年、農業従事日数は100日、ご長男の■■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は100日だそう

です。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地は田が■■■■■■■■  
■■■平米、畑が■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、トラック1台を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問題ないと思われ  
ます。そのほか、許可をすることができない場合に定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては、特に問題ないと思われ  
ます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 先週金曜日に現地を視察してまいりました。案内図の資料1でも分かりますように、田としてきちっと管理されておりました。全く問題ないと思  
います。また、労働力とか機械の面でも、今、事務局のほうから言われたとおりですので、全てにおいて問題はないと思  
います。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号6、申請地は、社家字■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、譲受人は、社家■■■■■■■■■■■、■■■■■、譲渡

人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■、持分■分の■、■■■■■、持分■分の■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。こちらの現地の案内図及び写真は、資料2でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 ■■■■さん、おやじさんと息子さん、また、奥さんと一緒に畑等やっております。ほかの田んぼも維持管理されているということで、特に問題はないと思います。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■■■さん、長男の■■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主は、令和3年の農家台帳では、■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は70年、農業従事日数は300日、長男の■■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は30日だそうです。■■■さん世帯の現在の農業経営面積ですが、自作地は田が■■■■■■■■■■平米、畑が■■■平米、合計、■■■■■■■■■■平米で、今回の申請地を合わせまして、下限面積である30アールを超えております。機械は、耕運機1台、田植機1台を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件につきまして、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 こちらも先週の金曜日、現地を視察してまいりました。案内図でも分かりますように、田としてきちっと管理されておりましたので、全く問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号6について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号7、申請地は、本郷字■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、譲受人は、本郷■■■■■■■■、■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料3でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 譲受人の■■さんは、畑作を中心に野菜全般を精力的にやっておられます。今、従事人数が1名になっておりますけれども、■■さんは今年の10月にも3条の申請をされたわけですが、その前に奥さんを亡くされて1人になったのですが、男の兄弟が大勢おりまして、そのうちの2人がいつも応援に来ております。したがって、このくらいの自作地については十分やっていけるということでもあります。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、申請書によりますと、■■■さんお1人が農業従事者で、経営主ということになっております。先ほど委員がおっしゃられたように、ご協力していただけるご兄弟がいらっしゃるということなので、取りあえず申請書としてはお1人ということになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は65年、農業従事日数は280日だそうです。■■さんの現在の農業経営面積は、自作地は田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、今回の申請地を合わせても、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台等を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、





一カーの新昭和という会社の営業の方が見えてご説明がありました。敷地は、1筆で、今、お話がありましたけれども、■■■平米のうち一部■■■平米を使うそうです。残りの■■■平米については残地として畑として使うそうでございます。3月4日に海老名市のまちづくり条例に申請を併せてしておりますので、現段階でどうなっているか分かりませんが、協議したいということです。地区委員としては特に問題はないと思います。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 先ほど15番委員からもありましたが、この申請につきましては、まちづくり条例の協議が必要となっております、締結していることが一応原則ではございますが、総会前に、担当課に、確認したところ、現在協議途中であり、締結には至っていないとの回答がありました。農地法第4条第6項第3号の規定によりますと、申請に係る用途に供することが確実に認められない場合は許可できないとされておりまして、また、農地法施行規則第47条第1項第2号の2の規定では、条例を含む他法令で義務付けられた行政庁との協議の締結の見込みがない場合は、農地転用の確実性がないとされているため、事務局といたしましては、今回については、転用の確実性を求めている一般基準を満たしていないため、継続審議とさせていただきます。まちづくり条例の協議締結が見込まれます来月に再度ご審議いただきたいと思いますと考えております。

【議長】 受付番号1について、事務局からは、現段階で、農地法一般基準を満たしていませんが、次回までには見込みがあるというご説明です。そうすると、申請者に、次回総会までに一般基準を満たすよう猶予を与え、それまでの間、農業委員会では継続審議の扱いにすることが適当と考えますが、質疑、意見のある方はどうぞ。

【11番委員】 一応事務局のほうで受け付けられて、この審議をして、事務局の意見として継続という形ですけれども、受付そのものをしたということの問題は起こらないのかな。その辺はどうですか。

【主査】 特に一応了していなければならないということにはなっているのですが、ただ、全くもって申請を受け付けてはいけないということにも

なっていないということになっているようです。今回につきましては、業者に進捗状況を申請時に確認しまして、今頑張ってやっているところですよという話だったのですが、担当課のまちづくり指導課に確認したところ、最悪、定例総会までに協議締結まで行けるかどうか頑張ればもしかたら間に合うかもしれませんという回答になったので、そこで完全に間に合いませんというのであれば、申し訳ないけれども、来月にしてくれというふうな話にしようかと思ったのですが、間に合うかもしれませんということでしたので、それでは、申請自体は取りあえずお受けします、ただ、その進捗状況によっては継続審議になる可能性はありますということをつけ加えて受け付けたという形です。

【11番委員】 事務処理上、特に問題がなければいいと思います。

【事務局長】 今回審議しないことが、不作為にはならないです。

【6番委員】 これは市街化の農地、それとも調整なんですか。それと、面積に制約はないんですか。

【主 査】 こちら、調整区域でございまして、農家住宅で1,000平米、農家分家で500平米という制約はあります。厚木土木事務所とまちづくり条例、こちらも、まちづくり条例については今協議中でございますが、土木事務所については建築確認等は済んではおりますし、開発にはかからないということにはなっているのですけれども、面積については、その点はクリアされております。

【議 長】 ほかにございますでしょうか。

ないようですので、現地調査班の意見を伺います。

【18番委員】 3月26日に調査してまいりました。現状としましては、農地として使用されている状態で、特に問題はないのですが、今、事務局の説明がありましたように、まちづくり条例の協議事項が整っていないということであれば、説明どおり、協議事項とすることは望ましいと思います。また、事務処理上特に問題なければ、また、間に合うようであれば、次回までの審議に値するかと思います。

【議 長】 それでは、受付番号1を継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。



す。

資料5-2をご覧ください。こちらが平面図になります。こちらの図は、上側が北を指しております。計画としましては、申請地を整地しまして、浸透性の土木シートを敷いた上に砂利を敷き、農地と接している北側に単管による土留めの防護柵を設置しまして、駐車箇所については車止めとトラロープで明示しまして、23台分の仮設駐車場と仮設事務所を設置するという計画になっております。車両の出入りにつきましては、市道部分に鉄板を敷いた上、既設の西側の駐車場と南側の工事現場からの進入のみで行うということになっております。雨水排水処理につきましては、敷地内浸透処理となっております。

最後に、資料5-3につきましては、仮設事務所の図面となります。

隣地同意もございますので、特に問題ないと事務局では判断しております。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 現地は農地として適正に維持管理されておりました。また、今回の駐車場一時転用における出入口等、付近農地に与える影響は特にないと思っております。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号3、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■平米、議案書のとおりでございます。

ます。現況は、畑です。転用者は、本郷■■■■■■、株式会社■■■■  
■■、代表取締役、■■■■、譲渡人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■、  
中河内■■■■■■■■、■■■■、転用の目的は、駐車場、権利の種類は、  
賃借権の設定です。

現地の案内図は、資料6-1と6-2をご覧ください。そのほかに、案  
内図のほかに、現地の写真、先ほどの差替え分をお配りしております。

【議長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 譲受人の■■■■さんは、大型トラックの架装、修理等をやっている会  
社で、近年、駐車場が非常に不足して、昨年の暮れにもこの近隣を農地転  
用した会社でございます。今回、それでもやはり足りないので、隣接する  
本件土地に目をつけて、買収の申入れをしたということでございます。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 こちらの申請につきまして、南隣にあります株式会社■■■■で整備  
や車検を行う小型から大型のトラックの駐車場として農地転用したいとい  
う旨の申請になります。株式会社■■■■は、去年も1度、従業員と代車  
の駐車場として、たしか三角地の場所になるのですが、そこをご承認をい  
ただいておりますが、そのときの代理人から、まだ足りないのだというふ  
うな発言もありました。今回も以前より敷地内の駐車スペースが手狭であ  
るということから、駐車場用地を探し、申請者と合意が形成できたことか  
ら、申請がされました。

資料6-1の左下の農地区分をご覧ください。今回の申請地ですが、農  
地の立地基準につきましては、その他2種農地になります。これは、第1  
種から第3種農地のいずれの要件も満たさない農地ということになりま  
す。

続きまして、資料6-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側  
が北を指しております。申請地を南側道路面に合わせまして整地、転圧を  
して、碎石を敷いて、駐車場として整備するという計画になっておりま  
す。申請地の周囲につきましては、北側と西側、畑の部分にコンクリート  
ブロック3段積みとフェンスを設置しまして、車の出入りにつきまして  
は、図面にありますとおり、南側の県道より進入します。こちらが海老名

市道になっておるのですが、2メートルの幅員となっております。ただ、現況は、南側の■■■■が既に1メートル以上セットバックしているということで、3メートル以上の幅員は確保されているということなので、こちらから出入り口として使用するという事になっております。排水計画につきましては、砂利敷きにより敷地内浸透処理とする計画です。以上、転用が不確実とされる要因は確認できません。隣地同意の添付もありまして、周囲土地への被害防除も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 現状、一部、耕地として使用されていないところもありますが、駐車場としての使用形態から、付近農地に及ぼす影響等は特に問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

【11番委員】 図面を見ているのですが、土留めとして点線で書かれている部分がありますね。北側と西側のほうですね。これはむしろ東側のほうの道路に沿って土留めをやったほうがいいのではないかと思うぐらいなのだけれども。というのは、西側というのはどうなっているんですかね。今利用しようとする西側は。写真で見ると。

【主査】 西側につきましては、既に道路面からすると、3、40センチ高く土が入ってまして、畑の状態でございます。南側の道路に沿って、その境界については、畑の方が多分やったのだと思うのですが、コンクリートの擁壁でずっと固められている状態でございます。なので、こちらの道路面からは3、40センチ程度高くなっているということです。

【11番委員】 この図面でいくと右側のほう、右側にも道路がありますよね。この道路側のほうにも土留めが必要なのではないかと私は思って意見を言っているのですが、どうですか。その辺は特に支障はないのですか。

【主査】 この道路面につきましては、道路面も低くはなっていないのですけれども、こちらの道路も進入路として使うときに、ここに境界にコンクリートブロックをやるということは特段考えていないということは業者からは聞いております。なので、隣地が、ここも一応海老名市道にはなっている

ので、特に被害防除という形でここにブロックが必要なのではないかと  
いう認識は、事務局ではないかなといったところでございます。現況を見て  
も、特段、道路面に合わせて低くするということなので、雨水がそちら側  
に極端に流れ込むとか、そういうこともないのかなといったところでござ  
います。

【11番委員】      こちらに土留めをやっておかないと、トラックの写真を見て、トラッ  
クがこんな形で収まるためには相当に転回しないと、恐らくこちらの右側  
のほう、道路を利用しないと、多分こういうふうな置き方はできないと思  
うのですよ。だとすると、そういう意味で、きちっとこのところは区分を  
してやらないといけないのではないかと思うわけです。図面で見ても、こ  
んなに大きなトラックが止まるのに、こんな形で整然と止めるためには、  
この道路を使わなかったら絶対止まらないですよ。だから、その辺のとこ  
ろはそういう区分をしてあげないと、地域の人たちが困るのではないかな  
と、右側のほうの市道の利用者にとって。そういう意味で申し上げたので  
すけれども、特に支障がないということならばいいんですけどね。そうい  
う意見です。

【議 長】      ほかに質疑のある方。  
(「なし」の声あり)

【議 長】      ないようですので、意見のある方。  
(「なし」の声あり)

【議 長】      質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、採決  
をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。  
(挙 手)

【議 長】      挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。  
次に、議案書9ページから11ページ、日程第4、議案第18号 引き  
続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。  
受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】      それでは、議案書の9ページをご覧ください。受付番号6、被相続人  
は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷南■■■■■■■■■■

■■■、■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年3月27日から令和3年3月29日までになります。特例農地等の明細ですが、大谷南四丁目3251番、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、674平米、ほか2筆、議案書のとおりで、合計、1,944平米になります。これらの農地ですが、事務局のほうで3月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていることを確認しましたので、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようございますので、受付番号6について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書10ページ、受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします

【主事】 では、議案書の10ページをご覧ください。受付番号7、被相続人は、大谷■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年3月27日から令和3年3月29日までです。特例農地等の明細ですが、大谷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、田、農用地区域内、■■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■平米になります。こちらの農地につきましても、事務局のほうで3月12日に現地調査をしましたが、農地として適正に管理されていることを確認しましたので、問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。



(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書11ページ、受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 では、議案書の11ページをご覧ください。今回、受付番号9となっておりますが、受付番号8につきましては、次の議案のほうで取り扱うので、今回、受付番号は9となっております。ご了承ください。

受付番号9ですが、被相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■、相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年2月23日から令和3年3月29日までになります。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、農業振興地域内、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■■平米になります。これらの農地につきましても、事務局で3月12日に現地確認をしましたが、全て農地として適正に管理されておりましたので、問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号9について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書12ページ、日程第5、議案第19号 引き続き農業を行っている旨の証明について(報告)を議題といたします。





■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類ですが、使用貸借権の設定となります。利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年4月1日から令和5年12月31日までの3年間となります。これら、農業振興地域内3件の新規の計画となります。この案件につきまして、3月12日に事務局で現地の様子を確認しましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号9について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

時間の都合上、暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 時間になりましたので、再開いたします。

続きまして、受付番号10ですが、借り手の法人である■■■■■■■さんは、新規就農者でございます。本日、同社代表者員の■■■■■さん、業務執行社員の■■■■■さんをお呼びしております。審議に入る前に、両名から利用集積計画のプレゼンテーションをしていただき、皆様から質疑等あればお答えをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩といたします。

■■■さん、■■■さんの入室をお願いいたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

事務局から、■■さん、■■さんの紹介を含め、説明をお願いいたします。

【事務局長】 使用貸借権の設定によって新規就農を予定している法人、■■■■■の■■■■■さんと■■■■■さんでございます。お手元に営農計画書等を資料としてお配りしております。ご両名から法人概要の紹介と今後の営農についての説明を行いますので、利用集積計画をご審議いただく参考にいただければと思います。

【議長】 それでは、■■■■■■■さん、説明を簡潔をお願いいたします。

【■■■■■】 はじめまして。■■■■■■■、■■■と言います。よろしく願いいたします。

それでは、早速なのですが、営農計画書等を簡単にご説明させていただこうと思います。

まず、私どもは、会社設立による法人の就農形態、新規就農形態、これを取らさせていただきたいと思ひまして、今年の1月、■■■■■■■合同会社を起業いたしました。構成社員、資料のとおり、■名、資本金等も資料のとおりでございます。社員それぞれの略歴、簡単にご説明いたします。代表社員、私、■■■がやらせていただいております。昨年の12月まで金融系IT企業に勤めておりました。25年勤続した会社を退職して、横浜から海老名に移住して、現在、門沢橋に仮住まいを設けております。住居を探している最中でございます。横にいる■■■ですけれども、現在、事業経営をしております、今年の夏から■■■■■■■のほうに専従で専任となる予定です。もう■人、私の妻なのですが、同じく金融系IT企業に勤めておまして、現在、私と■人で、月間100時間以上従事している状態でございます。

続きまして、農業経歴なのですけれども、2015年まで、隣にいる■■■と私、家庭菜園のほうでいろいろやっていたのですが、2016年に農業で起業しようということになりまして、まず、私がマイファームという会社がやっている農業大学校、ここに1年、農業技術を学びに行きました。そこでの講師、■■■さんという方なのですが、愛川町で新規就農された有機農家さんです。ここに約2年間、隣にいる■■■と週に1回研修に行

っていたという状態です。ここでほとんどの農業の基礎固めというのをしていたいただきました。

2019年には、■■■さんから、綾瀬の■■■反の土地をお借りして、続いて、2020年に杉久保の■■■反、ここを作付を始めまして、販路を決めて、主に農業総合研究所というところに出ささせていただいて、あと、横浜の飲食店等に数店舗出しているような状態で現在に至っております。

資料の7ページになるのですが、事業目的ということで、私どもの会社は、有機農業の実践をしていこうということです。化学肥料、農薬、遺伝子組換え、これらは利用しないということで、環境の負荷軽減型の農業を実践していこうという目的でやっております。御覧のとおり、年齢はかなり上のほうになってしまっているのですが、熱い思いを持って後継者にバトンタッチしていけるような企業にしていきたいと思っております。

昨年までの簡単な実績なのですが、先ほど申し上げたとおり、2016年から18年、学校や研修をしながら、復習の意味で、2畝ぐらいの畑で学んだことを復習しているという状態でした。2019年以降は■■■さんの土地で実践に移って、実際、週末農業なのですが、2019年は30万円程度の売上げ、2020年には杉久保の■■■反、ここもさらに増やして、週末農業を続けて、約80万円ぐらいの売上げに至っております。週末農業ですので、かなりの野菜をいい時期に出荷できずに無駄にしているという状況が否めません。そういう状況でした。

資料の9ページなのですが、主な品目ということで、農地が今のところ少ないので、葉物類が多いです。タマネギ、ニンニク等も相当量、やっってはみたのですが、貯蔵、乾燥施設、こういうものがないので、かなりの量を腐らせたり、かびさせたりという状況が続いております。

10ページ以降なのですが、10か年計画というものをおつけしております。農地の計画として、3年から4年以内に10反を確保するという計画にしております。最終的には10年後、25反という土地を確保して、事業を進めたいと思っている計画となっております。計画は学習経験、あと研修、3年間の実体験から、リスクを考慮した計画となっておりますの

で、現実よりも控えめな秀品率と回収率となっているので、現実離れしたような計画とはなっていないと我々は自負しております。

一番の目標は、反収50万、反当たりの売上げは100万ということを常に念頭に置いて計画を立てております。

一番の問題になる販路、販売チャネルのことなのですが、冒頭申し上げたとおり、農業総合研究所、ここに今、主軸として出荷をしております。出荷先の拡大として、今、イオン、あと小田急、東急、ここがメインなのですが、さらにサミット、こういったところを拡大していきたいなと思っています。あとは、ラクーザというネット市場がございます。あとポケットマルシェ、食べチョク、これは最近すごくはやっているところなのですが、あと、静岡のほうでやさいバスというものがあって、それが今、神奈川県、関東圏に進出してくるということも予定されていますので、これに乗ろうということで、販路を拡大していきたいと思っております。

最後に、16ページになるのですが、要員計画なのですが、農地が広がるにつれ、人手が当然足りなくなります。要員計画の目論見では、繁忙期において、3名の労力でほぼ足りるという計画になっていますが、ところどころ、数日程度、労力が不足するという計画になっています。ただ、これは今後の作業の慣れとか、機械化などによる効率化などで十分にキャッチアップが可能なものだというふうに思っております。

一番最後になりますけれども、プロの皆さんから見れば、ちょっと拙い計画かもしれませんが、我々なりに今最大限、想定できるリスクを考えた計画になっておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【議長】 ■■■■■■さんから説明が終わりました。皆様から質問等ございましたら、遠慮なくしていただきたいと思っております。

【17番委員】 ちょっと1点聞きたいんですけど、IT企業に勤めていられて、辞めて農業を始めるということなのですが、収入面からいけばIT企業に勤めていたほうが良いような気がするんですけど、農業に魅力を感じたというのはどういうところでしょうか。

【■■■■】 まず、定年が自分で決められるというところに一番魅力を感じまし

た。IT企業は55歳、もしくは60歳、65歳、ここで終わってしまう。しかも、その年は役職定年というものがもっと手前に来るということで、やっぱりおもしろくないのですね。80になっても体力さえあれば働ける、ここが最大限の魅力です。

【17番委員】 頑張ってください。

【議長】 ほかにありますでしょうか。こういう機会ですので、質問のほう、よろしく願いいたします。

【16番委員】 有機とか、無農薬を標榜されているというふうに聞きますけれども、確かにそういったものは非常に評価される消費者もいますが、見た目の問題もありますし、そういう耕作をすると、歩留りが悪くなるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどんなものなのですか。

【■■■■】 やっぱり新しい畑で、前がどういう状態だったかも分からない状態で有機農業をやると、確かに見てくれも悪くて、あまり育ちもよくないという状況は多々あります。ただ、私たちは有機農業をやるときに、必ず緑肥というものを多用するんですが、緑肥を植えて作物を植える、緑肥を植えて作物を植えるというのを繰り返していくと、虫も減るし、虫害も減るし、良品がかなり、秀品率がかなり上がっていきます。無能力でも十分慣行農業さんと変わらない品質のものが、年月はかかってしまうんですが、できていくというふうに思っています。

【議長】 ほかに。

【19番委員】 無農薬とか、有機で農業をされる場合に、隣接する農地との関係ですね、これから農地を増やしていかれるということなのですかけれども、それについては何か条件というか、要望みたいなものはあるんですか。

【■■■■】 我々はこれから有機JASを取っていかようと思っているんですが、隣に慣行農家さんがいられると、農薬を散布された際に我々の畑に飛散するという可能性があります。ですので、畑の境界にはソルゴーとか、3メートルぐらいになる麦、これを植えて障壁にして、なおかつ3メートルぐらいの間隔を空けて栽培しようと思っております。逆に3メートルの間隔があれば、我々、無農薬なので、もしかすると虫が湧いたりということになるかもしれない。その際も3メートルの間隔があれば、隣の慣行農家さん



にはご迷惑をおかけしないというふうには思っております。

【19番委員】 そうすると、耕作される土地は固まって広い面積のほうが効率がいいという感じがしますか。

【■■■■】 もちろんそうなんです、なかなかそうはいかないので、1反お借りしたとしても、1反フルフル使えるというわけではやっぱりないなということで、効率はよくはないということは否めないです。

【19番委員】 2反とか3反とかまとまっているところがいいんですか。

【■■■■】 一番いいと思います。

【7番委員】 うちの息子も同じようなやり方というか、を始めて今2年目ぐらいですけれども、この商品というか、主要品目の中のカーボロネロとか、ルッコラとか、カリノーケールとか、スティックセニョールとか、今までだとあまり聞き慣れないのをうちの息子も作り始めてはいますが、そういうのはどうですか。消費者のニーズというか、売れ行きというか、そういうのはどんなものですか。

【■■■■】 販売先としては難しいです。先ほど申し上げた横浜のほうで飲食店があるんですけども、そこはやっぱり受けます。あと、スーパーでも、都会のほうだと受けます。ただ、やっぱり西に行けば行くほど保守的になるのか、聞き慣れない野菜というのは売れていない状況です。

【7番委員】 それはどういうことでこれを植えようかというのを決められるんですか。

【■■■■】 まずは、先ほど申し上げた愛川の有機農家さんが、そういう変わった野菜、イタリアの野菜ですとか、そういったものを作られていたので、これは受けるし、おいしいなど。食べておいしかったというのが一番なんですけれども、それで作っています。

【7番委員】 そういうことなんですね。分かりました。ありがとうございます。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、質疑が出尽くしたようでございますので、ここで両名と、農業委員会等に関する法律第31条の関係人として議事参与の制限に該当する12番委員には退席をしていただきたいと思います。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号10について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号10、借り手は、秦野市弥生町■■■■■■■、■■■■■■■  
■■■■■、代表社員、■■■■■、貸し手は、杉久保南■■■■■■■■■■■、  
■■■■■、貸し借りする農地ですが、杉久保南■■■■■■■■■■■■■、現況地  
目、畑、■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。貸し借り  
の種類ですが、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間です  
が、令和3年4月1日から令和5年12月31日までの3年間となります。  
こちら、農業振興地域内、4件の新規の計画となります。この案件に  
つきまして、現地の様子を事務局で3月12日に確認しましたが、現地は  
農地として適正に管理されておりました。また、農用地利用集積計画の法  
定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件  
を満たしており、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号10について、採  
決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

次に、議案書15ページ、日程第8、議案第22号 特定農地貸付承認  
申請(変更)に関する承認についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 これは、海老名市が開設している市民農園について面積を変更したいという旨の申請になります。農業委員会では、申請地の周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て、当該農地が適切な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないかどうか、また、貸付規定の内容の妥当性などを審査するとなっております。

議案書の15ページと、資料7-1、7-2を併せてご覧いただければと思います。農園名ですが、国分南第2家庭農園、所在地が、国分南四丁目1437番、現況地目は、畑となっております。現在の土地所有者は、中央二丁目■■■■■■■■■■、■■■■■（■■■■■■■■）、ほか■名、現在、この市民農園の面積は■■■平米ですが、この面積を■■■平米のうち■■■平米減らして■■■平米にしたいということで変更申請が出ております。

資料7-1に案内図と現地の写真がありまして、ちょうど国分コミセンの南にあります。変更に至った経緯ですが、所有者の1人である■■■■■さんが、もともと利用者の1人としてこの農園を使っておりました。しかし、当該地の所有権を■分の■ほど相続したため、所有者なのに市が借りている農地をさらに借りるという状況を、おかしいので、解消できないかということが農政課のほうにされて、協議した結果、100平米分を市民農園から外しまして、そこの部分を■■氏に自由に耕作してもらうということで合意が形成されたそうです。これらの案件につきまして、規定、要綱、位置や規模等について、事務局のほうでは特に問題ないと考えております。

【議 長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、日程第9、議案第23号「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見（案）」についてを議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、私のほうからご説明させていただきますが、A4の横使いの議案第23号別紙資料と2枚つづりのがあると思いますので、それをお手元に準備していただいて、まずは説明を聞いていただければと思います。

本案につきましては、海老名市では、例年、農政小委員会で原案を決定し、原案を定例総会で審議し、決定した内容を県農業会議へ提出し、県農業会議で、ほかの農業委員会からの要望を含めた調整を行った上で県知事に対して要望する形となっております。しかしながら、本年については、海老名市は緊急事態宣言の期間内であることなどを考慮し、農政小委員会を開催せず、事務局案に直接委員の皆様が追加、変更を加えた案を定例総会でご審議いただくよう、あらかじめご了承をいただいたところでございます。追加、変更の期限は、3月5日（金曜日）までとさせていただきますが、期限までに追加、変更がございませんでしたので、事務局案のまま本日の総会へ提案させていただくものでございます。

それでは、議案第23号別紙資料の1ページ目をご覧ください。令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）として、検討項目（2）農地利用の最適化の推進に関し3点ご提案させていただきました。

1件目は、「項目」とある左側の列の「残土の不法投棄等、違反転用等の防止対策（早期発見・対応、是正措置等）」として、（1）「要許可の転換案件に係る者からの申請による許可を拒否できる旨、農地法内へ必要な規定を盛り込むよう、国に働きかけること」でございます。ご承知のように、農地転用したい場合、立地基準に適合する場合であっても、先ほどもございましたけれども、一般基準をクリアできないと許可することができません。このことは、農地法第4条第6項第3号、第5条第2項第3号において、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合というふうに定められております。そして、農地法に基づき県が公

表している農地転用の審査基準では、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められない場合の具体的なケースの1つとして、申請者が過去に転用許可を受けていながら計画どおり転用を完了していない場合、または事業が計画どおり進捗していない場合を上げています。過去に転用許可を受けていながら計画どおり転用を完了していない、または事業が計画どおり進捗していない場合を事務局の案では要許可の転換案件と呼ぶことにいたしました。

このような要許可の転換案件に対し、行政側から指導ができるのは、申請者までとなっております。しかしながら、要許可の転換案件の多くは、代理人または事務の代行によって行われているものに集中して発生しております。よって、同一の代理人代行が複数の要許可の転換案件に関与していることが判明した場合、処分行政庁、この場合は神奈川県知事になりますが、管下農業委員会にその内容を通知し、以後は当該通知に係る者からの申請による許可は拒否できる旨、農地法の中で必要な規定を盛り込むよう国に働きかけをお願いしたいものでございます。これは新規の要望事項になります。

2件目は、同じ「残土の不法投棄等、違反転用等の防止対策」として、(2)「転用行為についてはその完了報告を義務付け、当該報告が未了の場合は新たな申請による許可を拒否できる旨、農地法内へ必要な規定を盛り込むこと」でございます。農地法第4条第1項、第5条第1項を見ますと、農地転用の申請は、許可しなければならないといったような一定の場合に許可を義務づけるような書きぶりとはなっておりません。そもそも農地法は、農地を農地以外のものにすることを規制することが目的であるので、転用の許可を受けるためには厳しい基準を乗り越える必要があります。にもかかわらず、計画どおり転用を完了していない、事業が計画どおり進捗していない場合といった要許可の転換要件が発生してしまうのは、農地法は許可を受けるまでは厳しいけれども、許可されたら、県に対する転用行為の完了報告が義務づけられていないことにも原因があると考えられます。

このような事態の未然防止に向けて、転用行為についてはその完了報告

を義務づけるとともに、当該報告が未了の場合は当該申請に係る者からの新たな申請による許可を拒否できる旨、農地法内へ必要な規定を盛り込むよう国に働きかけをお願いしたいものでございます。これも新規の要望事項になります。

3件目は、「項目」の列の「農業委員会事務局体制の強化（事務局職員・委員会予算の確保）」として、(1)「農業委員会等に関する法律に、「一定規模以上の農地を有する農業委員会に事務局を置く」との明文規定を設けるよう、法改正を国に働きかけること」でございませう。これにつきましては、去年、海老名市農業委員会から県農業会議に新規要望事項として提出し、農業会議で一定規模の農地を有するとの接頭語を追加した上で県知事に提出をされたものでございませう。しかしながら、これに対する知事からの回答は、農業委員会の事務局設置は市町村の判断であるので、市町村に働きかけるということではございませう。農業委員会の立場としては、法定がなければ市町村側で判断を変えていくことは困難であると考えてございませう。事務局を必ず置く法定がない結果、人手不足とも相まって、職員が他部署と兼任になりがちで、農地行政に堪能な人材が育ちにくい状況となっているのですから、農業委員会等に関する法律内へ事務局必置規定を盛り込むよう、引き続き国に働きかけをお願いした旨、修正の上、継続して要望するものでございませう。

次に、資料の2ページ目になります。令和4年度農業税制改正要望事項については、(1)「令和4年度固定資産税の課税においても、農地の課税標準額の据置措置を引き続き適用すること」を提案させていただきました。農地に係る令和3年度固定資産税については、令和3年度限りの措置として、農地については令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とするとされてございませう。つまり、ほとんどの農地の固定資産税額は去年と今年で同じ額ということではございませう。しかしながら、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るためには、今後も引き続き、農家世帯の暮らしを下支えする必要があるとございませう。このため、令和4年度の固定資産税課税においても、農地の課税標準額の据置制度が引き続き適用されるよう要望いたすものでございませう。

【議長】 それでは、税制改正以外の要望内容と税制改正要望とは一括して質疑をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。

提案した議案第23号別紙資料の要望案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

お諮りいたします。農業委員会の議決に要する追加の議案であり、これを本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議ないようですので、議案第24号と議案第25号を日程に追加いたします。

両議案について、お手元にある追加分の議案書により審議をいたします。

それでは、日程第10、議案第24号 令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを案件といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 農業委員会等に関する法律第37条では、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、そのほか、農業委員会における事務の実施状況について適切な方法により公表しなければならないと定められております。これらに基づき、議案第24号、令和2年度の活動の点検・評価（案）及び議案第25号、令和2年度の活動計画（案）を作成しましたので報告いたします。

初めに、議案第24号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。こちらの内容については、主要なところのみ読み上げさせていただければと思っております。

初めに、「Ⅰ 農業委員会の状況」というところは、国が行っている統計調査の情報等に基づく数字が記載されております。令和2年4月1日現在の数字ですので、昨年3月に活動計画を作成したときと同じ数字が入っております。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。国の考え方においては、これからの農業は規模を拡大して効率的で採算の取れるような経営を行う少数の農業者が担うべきで、その効率的な経営を担う農業者への農地を集積していく必要があると考えられています。また、そのような農業者は、基本的には認定農業者の認定を受けているものであると考えられているようです。海老名市では、ここで言う担い手の定義に当てはまるのは認定農業者のみとなっております。この集積面積は、認定農業者、令和2年4月1日現在、56経営体あり、こちらですが、この段階では56経営体でございましたが、今回、認定農業者の更新時期となっております。併せてお伝えいたします。ですが、こちらの段階では56経営体という数で表記しております。その認定農業者の市内の耕作面積のことで、令和2年3月時点では、合計97ヘクタールでございました。この面積が99ヘクタールになるように目標を立てておりまして、令和3年3月現在では、実績としては99.9ヘクタールでしたので、目標は達成しております。評価としましては、今後も農地の貸し借りについて情報把握に努め、利用権設定事業に引き続き取り組むという案を作成しております。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」をご覧ください。全国的には新規就農者や農業以外の法人の参入も積極的に促進していて、何とか農地を維持しようという考え方がございます。海老名市では、令和2年度、新しく10アール以上の規模で農業に参入した方は2名でした。評価の案として、一番下に記載がございましたが、今回はアカデミーの出身者や経験者だったため、就農がスムーズであった、今後もさらなる情報収集に努め、必要なタイミングで情報提供ができるよう備えるとしております。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。令和2年度



に農業委員会が行った農地パトロールで荒廃農地であると確認した農地は、0.3ヘクタールありました。以前の総会でご報告させていただいておりますが、平成31年度（令和元年度）の調査結果では、これが1.3ヘクタールでしたので、1ヘクタールの減ということが記載してあります。委員の皆様様の活動の成果がここに現れたものと考えております。もともと市内の荒廃農地率は全国的に見ても非常に少ない割合となっておりますので、その維持が課題かと考えられます。中段には、皆さんが行った農地パトロールの概要の記録が記入してあります。一番下の行に記載がありますが、評価の案としましては、「管内の遊休農地は多くない方だが、目標通りの成果がみられた。今後も引き続き遊休農地解消に向けて遊休農地所有者等へ指導をする」、「地区担当委員が担当地区を責任をもって調査し、土地ごとの実績に応じた活動の効果が大きかった。個別的な事情による耕作放棄に留意し今後の対応をしたい」という評価としております。

続いて、次のページ、「V 違反転用への適正な対応」をご覧ください。こちらについては、現在、正式に把握している市内の違反転用地というものはございませんので、ゼロという数字が入っております。

次に、農業委員会事務の点検でございます。「1 農地法第3条に基づく許可事務」の表には、農地法第3条の許可申請案件が令和2年4月から、先ほど今月までに審議いただきました3月までの間に25件ありまして、法令に基づいて1件ずつ審議を行った旨が記載されております。同じページの下の方には、市街化調整区域内の農地転用の許可申請が4月から今月まで13件を審議いただいております、1件ずつ法令に基づいて審議をした旨が同じく記載されております。

次のページをご覧ください。「3 農地所有適格化法人からの報告への対応」は、当市では法人の増減がございませんので、前年と変更ありません。

こちらのページには、法令に基づき、議事録を公表しているということや、農業者の代表者として市や県へ意見を提出しているということが記載されております。

以上が令和2年の海老名市農業委員会の活動についての点検・評価

(案)でございます。

【議長】 令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。  
議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、日程第11、議案第25号、令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを案件といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 それでは、議案第25号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。

まずは1ページ目、「I 農業委員会の状況」には、農業委員会の情報として、国の統計等で出ている統計的な情報を記載しております。この中では、農林業センサスというものに基づいて記入しているものがありますが、こちらは5年に1度の調査でございますので、このたび、2020年に新たなセンサスが出ましたので、こちらの版の数字を入れております。

同じページの下、「2 農業委員会の現在の体制」の部分ですが、こちらは令和3年4月1日現在のものになりますので、新体制の委員の情報が入っております。こちらは前年のものと変わりはありません。

「II 担い手への農地の利用集積・集約化」という項目です。現在、99.9ヘクタールである担い手、認定農業者への市内の集積面積が101ヘクタールとなるような農地の利用集積を進めていくという目標でございます。また、下の段は、新規参入者についての計画です。海老名市においては、新規参入希望者が多くなく、また、希望する条件に合う農地の出し手がなかなかいない、基本的に農家同士の貸し借りが進んでいるという状況から、農地は地域の担い手に集積していくことを第1とする計画を立てて

おります。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置」をご覧ください。令和2年度の調査では、海老名市の遊休農地の総面積は約0.98ヘクタールでした。これが令和3年度の調査結果では0.3ヘクタール少なくなるよう、遊休農地の地権者等へ働きかけを行っていくという計画案を作成しております。また、下の段ですが、先ほどと同じく、公式に把握している違反転用の情報はございません。違反転用を把握したときには、是正に向けて働きかけを行っていくということになります。

以上が農業委員会事務局で策定した活動計画の案でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【議長】 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書16ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の（1）非農地証明書の証明願ひによる専決処分について（報告）を案件といたします。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、要件を満たすことができれば、農業委員会が農地法に定める農地ではないという証明をすることができるということになっております。この証明が非農地証明になります。農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在、その場所が農地であったとして、転用許可を受けることのできる見込みのある立地条件であること、また、周辺農地の営農条件に支障が生じていな



了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【議長】** 異議なしということですので、よろしくお願いたします。

それでは、次に、議案書17ページ、(2)農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号2について、事務局から説明をお願いいたします。

**【管理係長】** 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理をしております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたしています。原則としては、農業委員会での確認後から現地を使用させていただくようにしておりますが、本件については、既に資材の仮置場として使用しておりますので、報告とさせていただきます。

受付番号2、申請地は、上郷字■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか■筆です。土地所有者は、上郷■■■■■■■、■■■■、ほか■名、土地の使用者は、東京都港区港南■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■、取締役専務執行役員、東京本店長、■■■■■■■、事業主は、勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、市道62号線(並木橋)歩道橋架設事業、目的は、鋼橋等資材置場、事務所として使用したいとのことです。使用期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。この農地での一時使用について、本件は既に令和2年4月1日から令和3年3月31日までの一時使用として、令和2年3月の定例会にて了承された件の期間の延長でございます。申請時期と工期の関係から、本総会での確認後では工事の進捗に影響が出るため、会長及び地区担当委員に事前にご確認いただいた上で、問題ないものと判断し、専決処分で受理したことを報告いたします。

**【議長】** 地区委員の意見については、私のほうからご説明いたします。

当場所は、先ほど言ったように、並木橋及び周りの道路整備の資材置





とになります。

【議長】 それでは、幹旋の内容について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、この幹旋については了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書19ページ、(5)農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号2について、事務局から説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号2、届出地は、社家字■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、貸人は、社家■■■■■■■■■、■■■■■、借人は、中野■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、農用地利用集積計画作成により行われていた田んぼの使用貸借の解約になります。合意による解約を令和3年2月15日に行い、農地の引渡しについては令和3年2月22日に行うという届出内容になっております。この農地につきまして、事務局で3月12日に現地調査を行いまして、農地として適正に管理されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号2については、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書20ページから21ページ、(6)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号4から11の8件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、



市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書20ページ、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年2月1日から2月28日までの間に届出がされたものです。受付番号4から11の8件で、田、2,393.2平米、畑、2,095平米、合計、4,488.2平米です。これらにつきまして、専決処分  
で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、農地法第4条の受付番号4から11の8件について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、一括して了承とさせていただきます。

次に、議案書22ページ、(7)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号4と受付番号5について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

では、議案書22ページでございます。

受付番号4、こちらは、本郷の■■■■■さんの死亡による相続です。権利を取得した者は、社家■■■■■■■、■■■■■、権利を取得した日は、令和2年3月9日、権利を取得した事由は、相続、権利を取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、社家字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台

帳地目、畑、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■平米、議案書のとおりでございます。

続きまして、受付番号5、門沢橋の■■■■さんの死亡による■■■さんの相続です。権利を取得した者は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は、令和3年2月2日、取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、門沢橋■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■平米、議案書のとおりでございます。

【議長】 それでは、受付番号4と受付番号5について、一括して、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号4と受付番号5については、了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 それでは、事務局からはありますか。

【事務局長】 ありません。

【議長】 それでは、ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。長時間、ありがとうございました。